

高齢者支援課 福社会館等施設再開の考え方

高齢者支援課では、『新たな生活様式』における西東京市公共施設（貸館等）利用基準」をもとにして、6月2日から田無総合福祉センターの一部を、6月8日からは、福社会館・老人福祉センターの一部を、一定の制限を定めた状況で、利用を再開している。

東京都の緊急事態措置「全面解除」以降、次のような考えのもと利用再開の検討を進めていきます。

<現在利用再開しているもの>

打ち合わせ・会議/趣味創作活動（手芸、書道、あみものなど）

<現在利用再開していないもの>

利用目的	利用条件	再開予定日
① 囲碁・将棋・麻雀など	・部屋の定員を半数以下に減らす。 ・マスク等着用したうえで行う。 ・1日1回、使用した器具について消毒する。	6/19
② カラオケ	・部屋の定員を半数以下に減らす。 ・歌唱する者と、その他の者の間に、十分な距離を確保して行う。 ・歌唱する者以外の者は、マスクを着用する。 ・マイク等の器具は、利用終了後消毒する。	6/19
③ コーラス・民謡・詩吟など	・部屋の定員を半数以下に減らす。 ・部屋の換気を実施したうえで実施する。 ・利用終了後に、消毒の実施	6/19
④ 運動を伴う活動	・部屋の定員を半数以下に減らす。加えて、お互いに十分な距離を確保したうえで実施 ・運動実施中のマスク着用は任意とする。 ・利用者同士の接触を伴うもの、呼気が激しくなるものは当面不可とする。 ・利用終了後に、消毒の実施	6/19

⑤ マッサージ機 高電位治療器	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者がバスタオルを持参し、利用の際はタオルを掛けて利用する。 ・利用終了後は、消毒の実施 	6/19
⑥入浴	<ul style="list-style-type: none"> ・浴室の定員を半数以下に減らす。 ・脱衣場の扉は開放した状態で実施する。 ・利用時間制（例えば30分）として、入浴終了後は、5～10分程度の換気を実施する。 	未定
⑦調理	<p>「新しい生活様式」における西東京市公共施設（貸館等）利用基準2(3)に定める「飲食を伴う利用」を目的とする利用であるため、当面の間。</p>	未定